

令和5年第7回豊山町教育委員会定例会会議録

- 1 開催日時 令和5年7月14日（金） 午前9時30分から午前10時40分まで
- 2 開催場所 豊山町役場 会議室3・4
- 3 出席者 教育長 北川昌宏
教育委員 後藤明美
教育委員 鈴木森晶
教育委員 中田めぐみ
- 欠席者 教育長職務代理者 小出正文
- 説明のため出席した職員
- 事務局長 安藤憲司
教育参事 小出泰司
学校教育課長 菊地智行
生涯学習課長 栗山直樹
教育専門員 小坂井美衣
- 書記 学校教育グループ 川原美香
- 4 傍聴者 なし
- 5 議題 日程第1 前回会議録の承認
日程第2 教育長の報告
日程第3 付議案件
- (1) 議案第21号 令和6年度使用 小学校教科用図書の採択について ※秘密会
- (2) 議案第22号 令和6年度使用 中学校教科用図書の採択について ※秘密会
- (3) 報告第1号 小中学校夏休みの指導計画について
- (4) 報告第2号 第9回豊山町中学校施設整備基本構想会議について
- (5) 報告第3号 令和5年度第1回豊山町給食センター運営委員会について

- (6) 報告第4号 第52回豊山町民体育大会について
- (7) 報告第5号 令和5年度第1回豊山町青少年育成会議の報告について
- (8) 報告第6号 社会教育センター所管施設の使用料等の見直しについて

日程第4 その他

6 議事内容

開会の宣告（午前9時30分）

教 育 長 : ただいまから、令和5年第7回豊山町教育委員会定例会を開会します。

【日程第1 前回会議録の承認】

教 育 長 : 議事に入ります前に、お手元に配布されております、令和5年6月2日に開催いたしました令和5年第6回豊山町教育委員会定例会の会議録は、このとおり承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

教 育 長 : 第6回豊山町教育委員会定例会の会議録は、承認をいたしますので、閉会後に委員の皆様のご署名をお願いします。

【日程第2 教育長の報告】

教 育 長 : 今週の月曜日に庁内で生成A I（人工知能）のデモンストレーションに参加する機会がありました。文部科学省では、今月4日に生成A Iに関するガイドラインを公表しています。夏休みを前に、現時点での生成A Iの活用の適否を判断する際の参考資料として暫定的にとりまとめられたものであります。

デモンストレーションの場で、私も試みにいくつかの課題を生成A Iに投げかけましたところ、瞬時に回答を得ることができ、その内容はともかく、「優れモノ」であることを実感いたしました。ただし、発達段階にある児童生徒に対しては、様々なリスクも存在することから、生成A Iの利用が効果的か否かなど場に応じて判断することを基本とすべきかと思えます。教える側では、生成A Iを活用したデジタル採点システムを導入する自治体があるとの報道を拝見していますが、生成A Iの活用自体が目的化しないように願っています。

これからの社会を生きていく子供たちにとって、新しい技術を身につけていくことは不可欠ですが、同時に、深い思考や創造の機会を確

保し、その過程を重視していくことも心がけていく必要があると思います。また、教員にも一定のリテラシーが求められますが、働き方改革の一環として活用していく視点は特に重要であると思います。

事務局長： この間の事業報告をいたします。

6月8日と6月22日に豊山町民体育大会実行委員会がありました。後ほど、報告第4号でご説明します。

6月9日と7月4日に校長会議がありました。

6月11日に豊山ウインドオーケストラ第2回定期演奏会を行いました。

6月19日に豊山中学校の学校訪問を行いました。

6月26日に第9回豊山町中学校施設整備基本構想会議を開催しました。後ほど、報告第2号でご説明します。

6月29日に第1回豊山町給食センター運営委員会を開催しました。後ほど、報告第3号でご説明します。

7月1日から豊山スカイプールが開場しました。

7月3日に第1回豊山町青少年育成会議を開催しました。後ほど、報告第5号でご説明します。

6月5日から6月16日まで、6月の定例議会がありました。教育委員会に関連する質問は2件ありました。

【一般質問の内容を抜粋して説明】

【日程第3 付議案件】

教育長： それでは、付議案件に入ります。

「議案第21号 令和6年度使用 小学校教科用図書の採択について」及び「議案第22号 令和6年度使用 中学校教科用図書の採択について」は、豊山町教育委員会の会議に関する規則第13条の規定によるその他の事件ですので、後ほど秘密会で審議することでご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

教育長： それでは、「議案第21号」及び「議案第22号」は、後ほど非公開で審議をいたします。

続いて「報告第1号 小中学校夏休みの指導計画について」、事務局から説明をお願いします。

教育参事： 一説明一

教育長： ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

中田委員： 昨年も同じことを言った気がしますが、新栄小学校、志水小学校、

豊山中学校には、スマートフォンの取扱いについての注意事項が記載されていますが、豊山小学校には記載がないため、書いてあると良いと思います。

教育参事： 学校に伝えます。

教育長： 最低限周知すべきことを、校長会であらかじめ伝えておくとうよかつたかもしれません。

続いて「報告第2号 第9回豊山町中学校施設整備基本構想会議について」、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長： —説明—

教育長： ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

鈴木委員： 中学校だけではなく、これから小学校も改築が必要になります。中学校のやり方が、今後のモデルケースになるかと思います。次につながるような形にできると良いと思います。

豊山町には中学校が1つしかなく、中心的な施設になるということで、目指すべき姿には色々なことが盛り込まれています。学校は教育を行う場であるため、盛り込みすぎて、教育が後回しにならないよう注意していただきたいです。

教育長： 続いて「報告第3号 令和5年度第1回豊山町給食センター運営委員会について」、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長： —説明—

教育長： ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

中田委員： 給食費未納の話題は、いつも悲しい気持ちになります。給食費が引き落とせなかったことを伝える手紙は、子ども宛てに渡しますか。それとも、保護者宛てに渡していますか。

学校教育課長： 保護者宛てに郵送しています。

中田委員： 子どもたち自身は、自分の家が給食費を払っていないことを知りませんか。

学校教育課長： 気付いている子どももいるかもしれません。

中田委員： 教材費も同じように引き落としになっているかと思いますが、残高不足で口座から落ちない人は、教材費をどのように支払っていますか。

学校教育課長： 残高不足の人の教材費は、学校の先生が保護者に連絡し、学校が作成する振込書に基づいて、保護者に支払ってもらいます。

口座振替の手続きは教材費も給食費も一緒に行いますが、未納になった場合の対応は、学校と給食センターそれぞれで行います。

中田委員： 支払わない人は、経済的理由ではないということですか。

教 育 長 : 経済的に支援が必要な人には、就学援助で給食費を免除しています。それ以外の理由の人がこれだけいます。法的な措置をとる自治体もありますが、実際は難しいところです。

中 田 委 員 : 卒業してからも、未納のお知らせを続けますか。

学校教育課長 : 続けます。

教 育 長 : 遡れば遡るほど未納率は高くなりますか。

学校教育課長 : 不納欠損になってしまうため、古い年度のものから納めてもらっており、一概には言えません。

教 育 長 : 物価の高騰もあり、給食費そのもののあり方も検討しているところ
です。

続いて「報告第4号 第52回豊山町民体育大会について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長 : ー説明ー

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。
教育委員の方にも、来賓として出席していただきますか。

生涯学習課長 : その予定をしております。

教 育 長 : 続いて「報告第5号 令和5年度第1回豊山町青少年育成会議の報告について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長 : ー説明ー

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。
(特になし)

教 育 長 : 続いて「報告第6号 社会教育センター所管施設の使用料等の見直しについて」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長 : ー説明ー

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。
使用料の見直しは、物価の高騰によるものですか。

生涯学習課長 : 物価の高騰によるものではなく、近隣市町との比較により、算定しました。

教 育 長 : 収入はどれくらい増額しますか。

生涯学習課長 : 年間200万円程増額する見込みです。

教 育 長 : 他にご意見等ないようですので、以上で付議案件を終わります。

【日程第4 その他】

教 育 長 : 次に「その他」の事項に入ります。

事務局から、その他で報告事項等がありますか。

学校教育課長 : ー連絡事項ー 事務連絡 (次回定例会の日程)

教 育 長 : その他、委員の皆様から何かご発言はありますか。
(特になし)

閉会の宣告 (午前10時40分)

教 育 長 : ご発言もないようですので、公開の会議による会議を閉会します。

令和5年第7回豊山町教育委員会定例会 次第

日 時：令和5年7月14日（金）

午前9時30分

場 所：豊山町役場3階 会議室3・4

1 開会の宣告

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告

4 付議案件

- (1) 議案第21号 令和6年度使用 小学校教科用図書の採択について
※秘密会
- (2) 議案第22号 令和6年度使用 中学校教科用図書の採択について
※秘密会
- (3) 報告第1号 小中学校夏休みの指導計画について
- (4) 報告第2号 第9回豊山町中学校施設整備基本構想会議について
- (5) 報告第3号 令和5年度第1回豊山町給食センター運営委員会について
- (6) 報告第4号 第52回豊山町民体育大会について
- (7) 報告第5号 令和5年度第1回豊山町青少年育成会議の報告について
- (8) 報告第6号 社会教育センター所管施設の使用料等の見直しについて

5 その他

6 閉会の宣告

報告第1号

小中学校夏休みの指導計画について

令和5年7月21日から始まる豊山町立小学校及び中学校の夏季休業期間中における児童生徒の生活指導、学校運営計画について、各小学校・中学校長より別紙のとおり提出がありましたので、報告します。

報告第2号

第9回豊山町中学校施設整備基本構想会議の報告について

第9回豊山町中学校施設整備基本構想会議を開催しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 開催日時 令和5年6月26日(月) 午前10時から
- 2 開催場所 豊山町役場 3階 会議室3・4
- 3 出席者
(委員) 鈴木賢一(会長)、鈴木森晶(副会長)、風岡治、
前田治、池山和徳、篠田弘男、坪井孝仁、保科秀賢
(事務局) 北川昌宏(教育長)、安藤憲司(教育委員会事務局長)、
小出泰司(教育参事)、菊地智行(学校教育課長)、
山永五香(学校教育グループ長)、安藤彬(学校教育グループ主任)
(株)地域計画建築研究所 間瀬高歩、塗師木伸介
- 4 欠席者 委員:武者一弘
- 5 傍聴者 2名
- 6 議題
 - 1 令和5年度の検討概要について
 - 2 候補地の現状及び課題について
 - 3 学校施設改築のコンセプト(案)について

7 議事内容【抜粋】

議題1 令和5年度の検討概要について

豊山中学校改築基本(整備)計画策定の流れと、今年度検討及び決定する事項について、資料1により事務局から説明を行った。

(主な質疑)

- ・女性や子どもの意見をどこかのタイミングで聞く必要があるのではないか。

(事務局回答)

- ・令和3年度に町民アンケートや生徒及び教職員ヒアリング等を行っており、今年度はそれらを取りまとめる段階と考えているため、意見聴取を実施する予定は無い。

議題2 候補地の現状及び課題について

目指すべき中学校のあり方でまとめた中学校改築の候補地について、事務局から説明を行った。

(主な質疑)

- ・場所によってどれほどの費用がかかるか、比較検討できる資料は作成予定か。
- ・コスト算出時には、導入時だけではなく、10年、20年先の大規模改修も見越した費用の算出をすべきである。

(事務局回答)

- ・コストについてはそれぞれの候補地について算出し、次回会議で提示する予定。

議題3 学校施設改築のコンセプト(案)について

豊山町教育大綱及び目指すべき中学校のあり方に基づき、改築コンセプトの素案として「つながり、学び合い、のびのびと成長する 新しい時代の豊山中学校を創造する」を事務局から提案した。

(主な意見)

- ・「つながり」「学び合い」というのはコトに関する内容であり、今一番大切なのはモノである中学校の建物がどのようになるか、それをコンセプトで補う必要がある。
- ・建築でできることは限られているが、良い環境が教育を触発することもある。
- ・豊山中学校の校訓は「創造・責任・健康」のため、改築コンセプトに「創造」という言葉が入っているのは良い。「新しい時代」という言葉からは多様性の時代をイメージした。
- ・「つながり、学びあい、のびのび」がそれぞれどのような校舎づくりにつながるのかを表すと良い。

報告第3号

令和5年度第1回豊山町給食センター運営委員会について

令和5年度第1回豊山町給食センター運営委員会を開催しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 開催日時 令和5年6月29日(木) 午前10時30分～午前11時05分
- 2 開催場所 豊山町給食センター2階 研修室
- 3 出席者
(委員) 保科秀賢(委員長)、伊藤政子(副委員長)、五藤ひろみ、山里晴美、内山久美子、杉直哉、松永千鶴、近藤良江、篠田弘男
(事務局) 北川昌宏(教育長)、菊地智行(学校教育課長)、山下美幸(給食センター所長)、渡邊志保(栄養教諭)、松久南生(栄養教諭)、中村裕一(学校教育課主任)
- 4 議題 (1) 令和4年度学校給食費の決算見込みについて
(2) 令和5年度学校給食事業の概要について
(3) その他
- 5 議事内容【抜粋】
 - (1) 令和4年度学校給食費の決算見込みについて
委員から「未納は残高不足等で口座振替ができなかったということか」と質問があり、「残高不足等で口座振替ができなかった方もいるが、口座振替の手続きをしてもらえない方もいる」と回答した。
 - (2) 令和5年度学校給食事業の概要について
委員から「箸とスプーン両方がないと食べづらい日があるが、両方付けてもらうことはできないか」と質問があり、「献立委員会で相談しながら検討する」と回答した。
 - (3) その他
特になし。

報告第4号

第52回豊山町民体育大会について

第52回豊山町民体育大会の開催について、下記のとおり実施するので報告します。

記

1 目的

町民に広くスポーツに関する理解と関心を深め、かつ、積極的にスポーツに親しむための意欲を高揚し、また、体力増進及び健康づくりのために多く町民が参加できるように、内容の充実と円滑な運営を図ることを目的とする。

2 主催

豊山町民体育大会実行委員会

No.	氏名	区分
1	<input type="checkbox"/>	スポーツ推進委員
2	<input type="checkbox"/>	スポーツ推進委員
3	<input checked="" type="checkbox"/>	スポーツ推進委員
4		サッカースポーツ少年団指導者長
5		剣道スポーツ少年団指導者長
6	<input type="checkbox"/>	体育協会会長
7		体育協会副会長
8		体育協会理事
9		一般公募
10	<input type="checkbox"/>	一般公募

◎会長 ○副会長 □監事

3 日時

令和5年10月1日（日） 午前9時00分から正午（予定）

4 会場

豊山グラウンド

5 前回（令和元年度）大会からの主な変更点

- ・競技種目の変更
地区対抗競技 → オープン競技・団体対抗競技
- ・テント張り等の準備は実行委員会にて実施

6 主な内容

■オープン競技（2種目）

No.	種目	参加対象者	参加条件	定員
1	幼児かけっこ	3歳以上の未就学児と保護者	・町内在住者 ・町内保育園・幼稚園の通園者 ※保護者（祖父母等含む）は在住 在勤に関わらず参加可	100組
2	小学生〇×クイズ	小学生	・町内在住者	300人

- ・参加申込：QRコードにより申込。申込は先着順。
- ・申込締切：9月10日（日）まで

■団体対抗競技（3種目）

No.	種目	参加対象者	参加条件	定員	備考
1	つなひき 300	・町内在住在勤者 で構成される 団体 ・町内で活動して いる団体	・年齢・性別の制限無 ・参加者の年齢の 合計が 300 歳以 内（※）	・1団体最大20人 ・最大10団体程度	・トーナメント 制
2	障害物 リレー		・年齢・性別の制限無	・1団体6人 ・最大10団体程度	・1人約80m ・1レースのみ
3	玉入れ			・1団体最大10人 ・最大20団体程度	・最大4団体で 競う ・1回のみ

- ・参加申込：事務局へ直接申込み。申込には団体代表者の連絡先と参加される者全員の氏名が必要。
- ・申込多数の場合は、事務局にて抽選を実施
- ・申込締切：8月31日（木）まで

■発表団体（4団体程度）

- ・発表時間は1団体につき10分。（準備・片付含む）
- ・参加申込：事務局へ直接申込み。
- ・申込多数の場合は、事務局にて抽選を実施
- ・申込締切：8月31日（木）まで

7 周知方法

広報とよやま8月号、町ホームページ、SNSなど

報告第5号

令和5年度第1回豊山町青少年育成会議の報告について

令和5年度第1回豊山町青少年育成会議を開催したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 開催日時 令和5年7月3日（月）午後2時00分から
- 2 開催場所 豊山町役場 会議室1
- 3 出席者 委員：池山和徳（委員長）、渡邊勝利（副委員長）、安藤春一、水野友之、河村清志、岡島政信、深見知保、篠田弘男、杉直哉、松永千鶴、近藤良江、保科秀賢、荒尾竜也、横田康宜、太田繁宏
事務局：北川昌宏教育長、安藤憲司事務局長、栗山直樹課長、今井栄佑主任、丹羽拓実主事
- 4 議題
 - (1) 令和4年度豊山町青少年育成会議事業報告について
 - (2) 令和5年度青少年健全育成巡回指導等（夏季・冬季パトロール）事業計画について（案）
 - (3) 令和5年度各団体による青少年育成活動事業計画について（案）
- 5 議事内容【抜粋】

議題（1）令和4年度豊山町青少年育成会議事業報告について（資料P1～3）
事務局より資料に基づき説明した。
委員からは質問もなく議題（1）については全員により承認された。

議題（2）令和5年度青少年健全育成巡回指導（夏季・冬季パトロール）事業計画（案）について（資料P4～8）
事務局より資料に基づき説明した。
委員より「本町においてもFreeWiFiを求めて商業施設に集まる若者がいるのか」という意見に対し、事務局は「今のところ見受けられないが、全国的に事例が見られるので、本町でも抑止の意味も込めて巡回する」と回答した。
議題（2）については全員により承認された。

議題（3）令和5年度各団体による青少年育成活動事業計画について（案）（資料P9～13）
各委員が所属する団体の令和5年度の活動内容を資料に基づき説明した。
委員からは質問もなく議題（3）については全員により承認された。

【議題1】令和4年度豊山町青少年育成会議事業報告について

1 豊山町青少年育成会議の開催

年月日	場所	内容
令和4年 7月4日(月) 午後2時	役場3階 会議室3・4	(1) 令和3年度豊山町青少年育成会議事業報告について (2) 令和4年度青少年健全育成巡回指導(夏季・冬季パトロール)事業計画について(案) (3) 令和4年度各団体による青少年育成活動事業計画について(案) (4) 啓発メッセージについて(青少年非行防止啓発活動事業)

2 青少年健全育成巡回指導等(夏季・冬季パトロール)事業

(1) 合同街頭指導

【指導内容】

「啓発チラシ入りのポケットティッシュ」を配布した。

令和4年度の『民法改正により成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたこと』により考えられるトラブルをわかりやすく図式化した啓発チラシ(※3ページ参照)を作成し注意喚起を行った。

(夏季)

構成団体区分	実施日時
少年補導委員、豊山小学校(P T A)、 新栄小学校(P T A) ○参加7人	令和4年7月15日(金)午後4時 アピタ名古屋空港前店
保育園父母の会、豊山中学校(P T A)、 志水小学校(P T A) ○参加7人	令和4年8月22日(月)午後4時 ヨシヅヤ豊山テラス

(冬季)

構成団体区分	実施日時
少年補導委員、豊山小学校(P T A)、 新栄小学校(P T A) ○参加8人	令和4年12月22日(木)午後4時 ヨシヅヤ豊山テラス
豊山中学校(P T A)、志水小学校、 保育園父母の会 ○参加6人	令和5年1月10日(火)午後4時 アピタ名古屋空港前店

(2) 巡回指導

経路①【北ルート】

新栄小学校周辺（ファミリーマート豊山和合店含む）⇒中稲児童遊園（日吉神社）
 ⇒ローソン豊山町青山店 ⇒セブンイレブン豊山町青山店
 ⇒神明公園 ⇒八剣神社 ⇒社会教育センター（館内・周辺）

経路②【南ルート】

ファミリーマート豊山中之町店 ⇒豊山小学校周辺
 ⇒豊山中学校・しいの木周辺 ⇒伊勢山スポーツ広場
 ⇒青塚山古墳 ⇒志水小学校周辺
 ⇒ローソン豊山町豊場店 ⇒社会教育センター（館内・周辺）

経路③【アピタ名古屋空港店】

・アピタ名古屋空港店

◎夏祭り（とよやまDEないと）【神明公園】

(夏季)

班	構成団体区分	実施日時	指導結果
1	民生委員協議会 社会福祉協議会 ○参加2人	令和4年7月25日（月） 午後7時 経路①	特に、指導すべき状況はなかった。
2	子ども会連絡協議会 更生保護女性会 ○参加2人	令和4年7月26日（火） 午後7時 経路②	特に、指導すべき状況はなかった。
3	豊山中学校（PTA） 豊山小学校（PTA） 新栄小学校（PTA） 志水小学校（PTA） ○参加11人	令和4年8月27日（土） 午後6時 夏祭り	特に、指導すべき状況はなかった。
4	スポーツ少年団指導者 防犯協会 ○参加2人	令和4年8月23日（火） 午後7時 経路③	特に、指導すべき状況はなかった。
5	保護司会 自主パトロール ○参加2人	令和4年8月26日（金） 午後7時 経路①	特に、指導すべき状況はなかった。

(冬季)

班	構成団体区分	実施日時	指導結果
1	子ども会連絡協議会 民生委員協議会	令和4年12月24日(土)	大雪のため、中止
2	社会福祉協議会 更生保護女性会	令和4年12月25日(日)	大雪のため、中止
4	スポーツ少年団指導者 ○参加1人	令和5年1月11日(水) 午後6時 経路①	特に、指導すべき状況はなかった。
5	豊山町保護司会 自主パトロール ○参加2人	令和5年1月12日(木) 午後6時 経路②	特に、指導すべき状況はなかった。

3 総括

青少年育成会議によるアピタ名古屋空港店、ヨシヅヤ豊山テラスでの「合同街頭指導」と町内の「巡回指導」は町内で定着・浸透している。

巡回指導では、子どもたちが集まりそうな神明公園、コンビニなどを中心に巡回すること及び小中学校の生徒から標語の募集を行い、そのうちの代表作品を巡回指導時の啓発メッセージに活用することにより啓発の効果を高めた。

また、合同街頭指導で配布する啓発品には、啓発チラシ入りのポケットティッシュを配布した。令和4年度は『民法改正により成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたこと』により考えられるトラブルをわかりやすく図式化した啓発チラシを作成し注意喚起を行った。今後も時宜に適した啓発になるよう行う必要がある。

18歳を迎える君に注意してほしいこと
～成年年齢が18歳に～

令和4年4月1日から成年年齢が18歳になりました

成年年齢が18歳になったことで何がかわるの？

- 18歳(成年)からできること**
 - 親の同意なしの契約
 - 10年有効パスポートの取得
 - 国家資格の取得 など
- 20歳までできないこと**
 - 飲酒
 - 喫煙
 - 公営ギャンブル
 - ※競馬、競輪、競艇 など

契約するとき気を付けることは何か？

「契約」には十分な注意を！

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、「未成年者取消権」で取り消すことができます。しかし、成年(18歳)に達すると自分一人で契約ができるようになりますが、未成年者取消権は行使できなくなります。

安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。そうしたトラブルに合わないためには、契約に関する知識を学び、様々なルールを知ることが重要です。

2022/08/23 豊山町 若者向けキャンペーン (中山、小牧、春日井など)

セールス契約気を付けて
豊山 若者向けキャンペーン

成人年齢が18歳に引き下げられたことに伴って、若者の消費者被害増加を防ぐと豊山町青少年育成会議は、二十日、同町豊山テラスで、セールスや豊山テラスで、「セールス契約に関する注意事項」を知らせるキャンペーン活動を行った。

民法の規定では、未成年者が親の同意なしで契約した場合、「未成年者取消権」を行使することが可能だが、18歳以上は四月以降、この権利が行使できなくなった。契約に関する知識を

ルールを身に付ける大切さを伝え、家庭で話し合ってもらおうと企画した。活動には小中学校のPTAや保育園父母の会などが参加。啓発用のチラシやティッシュなどを買い物客らに配り、注意を呼びかけた。(磯嶋康平)

※合同街頭指導の様子が中日新聞に取り上げられました。(令和4年8月23日 中日新聞近郊版)

※令和4年度の啓発チラシ

【議題2】令和5年度青少年健全育成巡回指導等（夏季・冬季パトロール）事業計画について（案）

1 概要

青少年育成会議の事業として、青少年の健全育成を目指し、広く町民の総意を集結し、青少年の集まりそうな町内の各所を巡回する。

また、近年青少年のコミュニティとして、Wi-Fiがある場所に電子機器をもって集まる若者が増えているため、Free Wi-Fiを提供している商業施設等を特に注意して巡回する。

2 巡回場所

町内（小中学校、公共施設周辺、コンビニ）、アピタ名古屋空港店、ヨシヅヤ豊山テラス、豊山グラウンド

3 巡回ルート（案）

（1）合同街頭指導（現地集合・現地解散）

アピタ名古屋空港店、ヨシヅヤ豊山テラス

（2）巡回指導（役場集合・役場解散）

経路①【北ルート】

新栄小学校周辺（ファミリーマート豊山和合店含む）⇒中稲児童遊園（日吉神社）
⇒ローソン豊山町青山店 ⇒神明公園
⇒八剣神社 ⇒社会教育センター（館内・周辺）

経路②【南ルート】

ファミリーマート豊山中之町店 ⇒豊山小学校周辺
⇒豊山中学校・しいの木周辺 ⇒伊勢山スポーツ広場
⇒青塚山古墳 ⇒志水小学校周辺
⇒ローソン豊山町豊場店 ⇒社会教育センター（館内・周辺）

経路③【アピタ名古屋空港店】

アピタ名古屋空港店

◎夏祭り（とよやまDEないと）【豊山グラウンド】

※下線部は、Free Wi-Fi 提供場所

4 方法

(1) 共通

青少年育成会議委員を班に分け、専用の帽子、腕章を着用し、巡回指導する。

(2) 合同街頭指導

啓発チラシ入りの啓発品（ポケットティッシュ）を配布する。

※令和5年度の啓発チラシの詳細はP6で説明
指導時は「のぼり」を設置し、啓発及び青少年育成会議の認知度を高める。

(3) 巡回指導

・巡回1、2、3、4班

広報車で啓発メッセージを宣伝しながら各ルートを巡回する。

※令和5年度の啓発メッセージの詳細はP14の報告(1)で説明

・巡回5班

とよやまDEないと会場（豊山グランド）内を巡回する。

5 日程 ※詳細はP7参照

(1) ・合同街頭指導 夏季・冬季 各季2回

・巡回指導 夏季・冬季 各季4回

(2) 夏祭りの巡回指導

・とよやまDEないと 令和5年7月22日（土）

6 その他

(1) 協力者名簿の提出

・別添『青少年育成会議合同街頭指導・巡回指導 協力者名簿』を
7月14日（金）までに下記担当までご提出をお願いします。

(2) 巡回指導の参加人数

・各団体1人までの参加をお願いします。

(3) 共通

・体調不良等の理由で欠席の場合は、生涯学習課へ連絡する。

担当：豊山町教育委員会事務局
生涯学習課（丹羽、田中）
TEL：0568-28-0396
FAX：0568-29-1177

■令和5年度の啓発チラシ

近年、若者の SNS におけるトラブルが増加傾向である。SNS はコミュニケーションツールとしてなくてはならない存在となっており、若年層へも普及している。正しく理解して利用しなくては、他人の誹謗中傷や個人情報の漏えいなどに繋がっていくことがある。そのようなトラブルを未然に防ぐため、若者とその家族に対しチラシによる啓発を行う。



トラブルに巻き込まれないために…

家族で確認 SNSチェック!

豊山町青少年育成会議

点線の枠がポケットティッシュの見出しになるようA4チラシを8つ折りにする

家族のみんなを確認してみよう

- SNSアカウントの公開範囲設定していますか？

→他人に情報が洩れてストーカー被害に遭うことに…
- セキュリティレベルが低いフリーWi-Fiを利用してSNSの投稿していませんか？

→悪意ある第三者に通信内容を盗み見られてしまうかも…
- 家が不在とわかるようなリアルタイムの投稿をしたことはないですか？

→自宅が留守とわかってしまい、空き巣被害に遭うことも…
- 友だちと一緒に写っている写真を許可なく投稿したことがありますか？

→肖像権侵害などのトラブルに発展するかも…

※チェックが1つでもあるとSNSトラブルに巻き込まれる可能性があるかも

トラブルを防ぐために

1. アカウントのセキュリティを確認しましょう。
2. 他人から全世界へ個人情報等が広まってしまう事があることを覚えておきましょう。
3. 投稿内容によってはトラブルに巻き込まれる事があることを認識しましょう。
4. セキュリティレベルの低いWi-Fiスポットの利用はしないようにしましょう。
5. 写真には個人情報につながるものがあることを覚えておきましょう。



6 令和5年度青少年健全育成巡回指導の各団体割り振り（案）

	構成団体	夏季	冬季
合同街頭指導	少年補導委員 豊山小学校 豊山小学校PTA 新栄小学校 新栄小学校PTA	アピタ名古屋空港店 令和5年7月20日（木） 午後4時（現地集合）	ヨシヅヤ豊山テラス 令和5年12月22日（金） 午後4時（現地集合）
		終業式又は終業式周辺日に設定。 終業式：7月20日（木）	終業式又は終業式周辺日に設定。 終業式：12月22日（金）
	保育園父母の会 豊山中学校 豊山中学校PTA 志水小学校 志水小学校PTA	ヨシヅヤ豊山テラス 令和5年8月21日（月） 午後4時（現地集合）	アピタ名古屋空港店 令和6年1月9日（火） 午後4時（現地集合）
		8月出校日に併せて設定。 出校日： 21日（志水小・新栄小）	1月初めの3連休後に設定。始業式と同日。 始業式：1月9日（火）
巡回1班	子ども会連絡協議会 民生委員協議会	経路① 令和5年7月24日（月） 午後7時（役場集合）	経路② 令和5年12月24日（日） 午後6時（役場集合）
		夏休み最初の月曜日に設定。	クリスマスイブに遊びに行く子どもに目を配ることで事故を未然に防ぐため設定。
巡回2班	社会福祉協議会 更生保護女性会	経路② 令和5年7月25日（火） 午後7時（役場集合）	経路③ 令和5年12月25日（月） 午後6時（役場集合）
		夏休み最初の火曜日に設定。	クリスマスに遊びに行く子どもに目を配ることで事故を未然に防ぐために設定。

巡回3班	スポーツ少年団指導者 防犯協会	経路③ 令和5年8月22日(火) 午後7時(役場集合)	経路① 令和6年1月17日(水) 午後6時(役場集合)
		8月出校日に併せて設定。 出校日： 22日(豊山小・豊山中)	始業式後の水曜日に設定。 1月9日(火)に合同街頭 指導があるため翌週の水 曜日とした。
巡回4班	保護司会 自主パトロール	経路① 令和5年8月25日(金) 午後7時(役場集合)	経路② 令和6年1月18日(木) 午後6時(役場集合)
		8月出校日後の金曜日に 設定。	始業式後の木曜日に設定。 1月9日(火)に合同街頭 指導があるため翌週の木 曜日とした。
巡回5班	豊山中学校・PTA 豊山小学校・PTA 新栄小学校・PTA 志水小学校・PTA	とよやまDEないと (豊山グラウンド) 令和5年7月22日(土) 午後6時※集合場所の詳細については後日連絡します。	
		とよやまDEないと開催 日に設定。	

【議題3】令和5年度各団体による青少年育成活動事業計画について (案)

1 親子のふれあい活動推進事業

団体	実施予定日	実施活動（事業）	参加予定人数	活動（事業）内容
豊山小学校	5月～3月 (年10回)	なかよし読書会	児童・保護者	読み聞かせ
	6月15日 11月9日	リサイクル活動	全児童・ PTAふれあい委員	廃品回収
	6月22日 1月11日	花いっぱい運動	児童園芸委員 PTAふれあい委員	花苗植栽
新栄小学校	5月～2月 (年9回)	読み聞かせ	児童・保護者	読み聞かせ
	未定	親子ふれあい給食 (1年)	児童・保護者	給食・食育
	11月18日 2月16日	学校公開日	児童・保護者	親子ふれあい授業
志水小学校	6月～2月 (年13回)	水曜日の読み聞かせ	児童・保護者	読み聞かせ
	6月～10月	親子ふれあい給食 (1～4年)	児童・保護者	給食・食育
	6月～2月 (年4回)	どんぐり読書会	児童・保護者	読み聞かせ
	9月13日	親子ふれあい除草	児童・保護者	除草作業
	9月30日	鍛歩々会	児童・保護者・ 教員70人	歩け歩け運動
	10月25日	親子ふれあい芸術鑑賞会	児童・保護者	親子で演劇鑑賞
子ども会	5月13日	ドッジボール	児童・保護者	ドッジボール
	6月10日	子ども会交流会	児童・保護者	紙飛行機作り 七夕飾り
	7月2日	どろんこ教室	児童・保護者	陶芸
	1月13日	茶話会	児童・保護者	座談会
	3月9日	子どもの集い	児童・保護者	演劇等

2 青少年健全育成巡回指導事業

団体	実施予定日	実施活動（事業）	参加予定人数	活動（事業）内容
豊山中学校	夏季休業中 冬期休業中	巡回指導	教員 20 人	地域の巡回
		街頭指導	教員・PTA4 人	地域の巡回
	8 月 21 日 1 月 9 日	合同街頭指導	PTA・教員	ヨシヅヤ豊山テラス、アピタ名古屋空港店で啓発品配布
	7 月 22 日	巡回指導（5 班）	PTA・教員	とよやま DE ないと巡回指導
豊山小学校	夏季休業中 冬期休業中	学校 PTA 街頭指導	教員・PTA 1 回に 5 名程度	町内の公園、公共施設等のパトロール、児童への声かけ
	7 月 20 日 12 月 22 日	合同街頭指導	PTA・教員	ヨシヅヤ豊山テラス、アピタ名古屋空港店で啓発品配布
	7 月 22 日	巡回指導（5 班）	PTA・教員	とよやま DE ないと巡回指導
新栄小学校	夏季休業中	愛のパトロール (PTA)	PTA	地域の巡回
	随時	巡回指導	教員	校区内の巡回
	7 月 20 日 12 月 22 日	合同街頭指導	PTA・教員	ヨシヅヤ豊山テラス、アピタ名古屋空港店で啓発品配布
	7 月 22 日	巡回指導（5 班）	PTA・教員	とよやま DE ないと巡回指導
志水小学校	夏季休業中	愛のパトロール (PTA)	PTA	地域の巡回
	夏季休業中	愛のパトロール（教職員）	教職員	地域の巡回
	随時	巡回指導	教職員	地域の巡回
	7 月 22 日	巡回指導（5 班）	PTA・教員	とよやま DE ないと巡回指導
	8 月 21 日 1 月 9 日	合同街頭指導	PTA・教員	ヨシヅヤ豊山テラス、アピタ名古屋空港店で啓発品配布

団体	実施予定日	実施活動（事業）	参加予定人数	活動（事業）内容
更生 女性保護 会	7月6日	社会を明るくする 運動啓発活動	町構成保護女性会 会員	第73回社会を明るくする西春日井保護区東部地区パレードにおいて、アピタ名古屋空港店で蛍光ペンなどの啓発品を配布し、同運動に関する啓発する活動を実施する。
司保 会護			町保護司協議会 会員	
民生 協議会 委員			民生委員 児童委員	
更生 女性保護 会	7月13日	非行防止懇談会	豊山中学校生徒	非行防止について懇談会を開く。
司保 会護				
少年 補導 委員	7, 8, 12, 1月 を除く毎第 1木曜日	町内巡回	5人	公園や学校周辺の パトロール
	7月20日 12月22日	合同街頭指導		ヨシヅヤ豊山テラス、アピタ名古屋空港店で啓発品配布

3 青少年非行防止啓発活動事業

団体	実施予定日	実施活動（事業）	参加予定人数	活動（事業）内容
豊山中学校	6月	非行防止標語の募集	生徒	標語の募集に参加
	7月13日	薬物乱用防止教室	生徒・教員	講演会
豊山小学校	6月	非行防止標語の募集	児童	標語の募集に参加
	11月	薬物乱用防止教室	6年生68人	講演会
新栄小学校	6月	非行防止標語の募集	児童	標語の募集に参加
	12月（予定）	薬物乱用防止教室	6年生57人	講演会
志水小学校	6月	非行防止標語の募集	児童	標語の募集に参加
	12月	薬物乱用防止教室	6年生	講演会
更生保護 女性会	7月20日	非行防止及び 人権啓発活動	児童	社会教育センター で開催する社会を 明るくする運動映 画会において、啓発 品の配布を行う
少年補導 委員	通年	校門前朝のあいさ つ運動	5人	各校校門前で朝の あいさつ

4 その他青少年健全育成に関する事業

団体	実施予定日	実施活動（事業）	参加予定人数	活動（事業）内容
豊山 中学校	2学期	スマホ・ケータイ 安全教室	生徒・保護者・教 員	情報モラルについて の研修
	5月26日	思春期教室	生徒・保護者・教 員	講演会
豊山 小学校	未定	スマホ・ケータイ 安全教室	5年生 59人 保護者	情報モラルについて の研修
新栄 小学校	未定	スマホ・ケータイ 安全教室	3年生 33人 4年生 60人 5年生 56人 6年生 57人	情報モラルについて の研修
志水 小学校	6月2日	学校保健委員会 「思いやりの心を育む には ―知育アプリから スマホ依存まで―」	全校児童 保護者	スマホ依存について の研修
	2学期	スマホ・ケータイ 安全教室	3年生 45人 4年生 46人 5年生 42人 6年生 44人	情報モラルについて の研修
防犯 協会	10月	安全なまちづくり キャンペーン	会員約 16人	犯罪被害防止の啓発 活動 アピタ名古屋航空店 で啓発品の配布
	毎週水曜日	青色防犯パトロー ル	会員 2～3人	青パト車によるパト ロール
自主 パト 隊	毎月第 1、4 金曜日	夜間防犯パトロー ル	会員各自	歩行によるパトロー ル
	随時	昼夜防犯パトロー ル	会員 2～4人	青パト車によるパト ロール
生涯 学習 課	1月中旬	家族教育講演会	児童・生徒・保護 者	青少年のネット安全・安 心講座～みんなのネッ トモラル塾～

【報告1】啓発メッセージについて（青少年非行防止啓発活動事業）

1 趣旨

豊山町青少年育成会設置要綱第2条（3）に基づき、各小中学校生徒から標語の募集を行い、青少年の健全育成を図る。

2 標語

豊山町小中学校生徒指導推進協議会において各小中学校生徒から標語の募集を行い、下記8作品（各学校2作品）が代表作品として選出された。

これらの標語8作品については、豊山町青少年育成会議の目的に合致することから、青少年健全育成巡回指導（夏季・冬季パトロール）事業に使用する。

■選出作品

No.	標語 ※各学校2点選出	児童生徒名	学校名
1	目的地 早く着くより 無事に着く		
2	しあわせは みんなで育てる 希望のたね		
3	行先と だれと遊ぶか 伝えよう		
4	私見て スマホ見るより 会話しよう		
5	ヘルメット あたまをまもり あしたもまもる		
6	一時停止 その線あなたの 命のライン		
7	話そうよ 伝わる愛情 あたたかさ		
8	自分の身 五感をつかって 守ろうよ		

3 使用方法

令和5年度の啓発メッセージに標語8作品をそれぞれ使用する。

こちらは、豊山町青少年育成会議です。
 ただいま、地域で子どもの成長を見守り、育てていく環境を作り上げるため、巡回しています。ご協力をお願い致します。
 「○○○○○ ○○○○○○○ ○○○○○（標語）」

報告第6号

社会教育センター所管施設の使用料等の見直しについて

社会教育センター所管施設の使用料等の見直しについて、令和5年6月5日（月）に開催した豊山町議会全員協議会において別紙のとおり説明したので、報告します。

社会教育センター所管施設の使用料等の見直しについて

1 概要

(1) 背景

平成25年4月に実施した「施設に係る使用料の見直し」以降、本町を取り巻く社会経済情勢は大きく変化している。第6次行政改革大綱には、施設使用料の見直しを行うこととされていることから、町が保有する公の施設に係る使用料等の見直しを始め、使用料等の減免制度の見直しや新たな受益者負担について検討を行ってきた。なお、検討内容については、令和5年3月3日（金）開催の豊山町行政改革推進委員会に「使用料等の見直しに関する取組状況について（以下、「取組状況」）」として報告されたところである。

(2) 見直しに際しての基本的な視点

①施設に係る使用料の見直し

①施設に係る使用料の見直し

使用料の算定方法や施設の維持管理に要する費用を明確化し、かつ定期的な見直しを行うことで、時宜を得た適切な受益者負担を求める。

②減免等に関する規定等の見直し

②減免等に関する規定等の見直し

特定の個人や団体だけが恩恵を受けることのないよう、減免等に関する規程や団体への補助金のあり方を見直すことにより、公平な受益者負担を求める。

③新たな受益者負担

③新たな受益者負担

現在、無料で利用することができる施設についても稼働率や維持管理にかかるコストを勘案し、必要に応じて新たな受益者負担を求める。また、一部の利用者のみが使用している施設内の備品についても購入費用や維持管理コストが高い場合は、必要に応じて新たな費用負担を求める。

(3) 使用料基準額と受益者負担の考え方

①使用料基準額の算定方法は、**使用料基準額＝原価×受益者負担割合**とする。

②原価の算定基礎

下記の施設の維持管理に要する経費の3か年を平均した額（原価）を算定基礎とする。

ア 人件費（施設の維持管理・運営に係る事務職員の人件費）

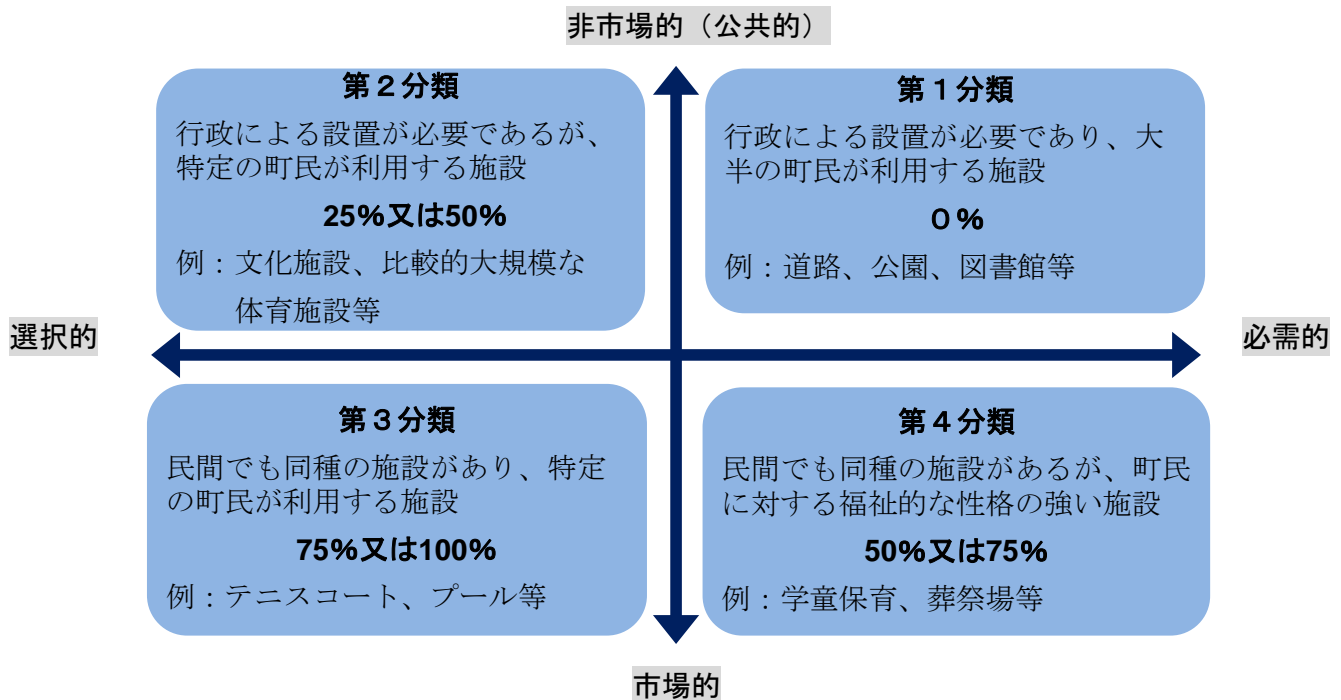
イ 物件費・維持補修費

施設の維持管理に係る報酬（会計年度職員に係るもの）、需用費（消耗品費、光熱水費、修繕料等）、役務費（通信運搬費、火災保険料等）、委託料（施設の管理委託料等）、使用料及び賃借料等

③受益者負担割合

- ・町が設置している施設は、公園や道路のように町民の日常生活に不可欠であり、かつ民間での提供が難しいものや、スポーツジム等の体育施設のように民間でも類似のサービスを提供しているもの等、多種多様である。
- ・使用料の算定にあたっては、施設の性質に着目せず、一律に受益者負担を求めることは、逆に公平性を損なう恐れがある。そのため、必需性と市場性から施設を分類し、その分類ごとに「公費負担（税金で負担）」と「受益者負担（利用者が負担）」の原則的な割合を設定する。

【施設の性質別分類】 施設の性質を考慮の上、公共性の高さに応じて施設を4つに分類する。



2 社会教育センター所管施設の使用料等の見直しに関する考え方

- ①経済情勢の変化や施設の長寿命化への対応に要する費用の増加などに対応するため、「取組状況」を踏まえ、課題等を整理したうえで社会教育センターの所管施設の使用料等を「令和6年10月利用分」から見直す。
- ②「1 概要(2) 見直しに際しての基本的な視点」の3つの事項をすべて実施すれば、特に体育協会、文化協会の負担が大きくなるため、**今回は「①施設に係る使用料の見直し」と「③新たな受益者負担」を実施することとする。**
- ③「社会教育センター（アリーナ、研修室、和室等）」、「豊山グラウンド」、「志水テニスコート」の現行使用料を取組状況の考え方に基づき算定すると、「社会教育センターアリーナ」のみが算定使用料より現行使用料の方が安価であったため、「社会教育センターアリーナ」の施設使用料を見直す。
- ④「伊勢山スポーツ広場」は豊山グラウンドの代替施設に近い位置づけであること、「東部・青山ゲートボール場」は志水テニスコートと同様に特定競技の施設であること、社会教育センターに設置している「ピアノ」及び「窯」は購入費と維持管理コストが比較的高いことから、それぞれ新たに使用料を徴収する。
- ⑤「個人利用制度の見直し」は、当日に予約が入っていない場合に安価な使用料で利用できる制度であるが、事前予約との整合性を考慮し、各施設の用途に合わせた見直しを行う。

3 社会教育センター所管施設の使用料等の見直し（案）

(1) アリーナ施設使用料の見直し

アリーナの使用料（1時間あたり729円）は、近隣自治体の類似施設と比較しても安価（参考1）ではあるが、取組状況の考え方に基づき算定した使用料基準額（1,597円）が現行使用料（729円）の倍以上となり町民等への影響が大きいことから、類似規模施設の単価を参考し、「1時間あたり1,200円」に見直す。

【現行】

1時間あたり729円



【見直し案】

1時間あたり1,200円

※全日・全面利用の場合

【参考1 近隣自治体との比較】

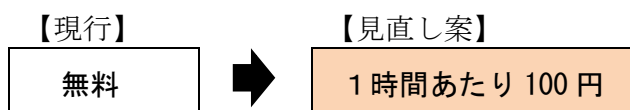
単位：円

市町村名	豊山町	北名古屋市		清須市	春日井市	小牧市	名古屋市北区
施設・面積	社会教育センター 1,363.67㎡	総合体育館 1,361㎡	健康ドーム 1,020㎡	春日B&G体育館 726.15㎡	総合体育館 2,687㎡	パークアリーナ 2,600㎡	名古屋市北スポーツセンター 1,620㎡
全日・全面（1時間あたり）	729	1,398	2,060	600	2,120	2,038	3,300
全日・全面（社会教育センターと同じ面積だった場合）	旧 729 ↓ 新1,200	1,401	2,754	1,127	1,076	1,069	2,778

※使用料は令和5年4月1日現在のもの。北名古屋市は令和5年10月1日改正予定額。

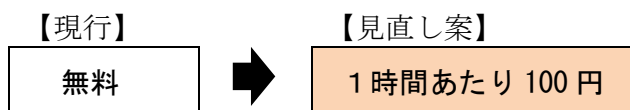
(2) 伊勢山スポーツ広場の施設使用料徴収

伊勢山スポーツ広場は、豊山グラウンドの代替施設に近い位置づけであるため、豊山グラウンドの単価を参考に「1時間あたり100円」の使用料を徴収する。



(3) 東部・青山ゲートボール場の施設使用料徴収

東部及び青山ゲートボール場は、志水テニスコートと同様に特定競技の施設であることから、新たに施設使用料を豊山グラウンドの単価を参考に「1時間あたり100円」の使用料を徴収する。



(4) 備品（ピアノ、窯）使用料の徴収

現在無料である備品使用料のうち、「ピアノ」及び「窯」は、購入費と維持管理コストが比較的高いことから下記のとおり使用料を徴収する。

【現行】		【見直し案】		
備品名	使用料	備品名	使用料（町内）	使用料（町外）
ピアノ	無料	ピアノ	1,500円 / 1区分	3,000円 / 1区分
窯		窯	1,000円 / 1回	2,000円 / 1回

【参考2 県内自治体のピアノ使用料】

ヤマハ グランドピアノ				
北名古屋市	清須市	清須市	大口町	豊橋市
総合体育館	清洲市民センター	にしび創造センター	健康文化センター	ライフポートとよはし
区分（3時間）	区分（3時間30分）	区分（3時間30分）	1時間～終日	区分（3時間）
1,680円	200円	200円	1,040円	940円
ヤマハ セミコンサート				
愛知県	豊田市	豊橋市	碧南市	みよし市
芸術劇場	コンサートホール	ライフポートとよはし	芸術文化ホール	カネヨシプレイス
区分（3時間～4時間）	区分（3時間～4時間）	区分（3時間）	区分（3時間～4時間）	区分（3時間～4時間）
5,100円	3,900円	1,910円	2,160円	1,260円

【参考3 県内自治体の窯使用料】

常滑市	豊川市	刈谷市	みよし市	常滑市	豊川市
陶の森	桜ヶ丘ミュージアム	南部生涯学習センター	図書館学習交流プラザ	陶の森	桜ヶ丘ミュージアム
26.5K w	25K w	20K w	15K w	12K w	10K w
1日	1時間	1回(窯詰め～窯出し)	1回(窯詰め～窯出し)	1日	1時間
2,090円	630円	3,000円	2,000円	1,150円	240円

(5) 個人利用制度の見直し

現行の個人利用は、空いている施設の有効活用の観点で設けられており、複数の利用者が共同で利用することが前提となっているが、事前予約との整合性を考慮し、下記のとおり見直す。

【現行】

個人利用制度

【見直し案】

施設の用途に合わせた制度の見直し

設名	使用料
研修室1・2	100円 200円 (町外)
視聴覚室	
実習室1・2	
選手審判控室	

施設名	考え方	使用料
研修室1・2	主な用途が研修や会議のため、個人利用制度を廃止し、当日予約可とする。	団体・個人問わず当日であっても事前予約と同じ使用料(710円～1,930円)
視聴覚室		
実習室1・2	作業部屋であるため、個人利用制度を維持する。	変更なし
選手審判控室 → 選手審判控室兼学習室に名称変更	個人利用制度を廃止とする。事前予約がされていないときは学習室として開放する。	午前・夜間 300円 午後 400円 ただし学習室として開放する場合は無料

4 実施時期

令和6年10月利用分から実施

5 改正が必要な条例等(令和6年4月1日施行)

- ① 豊山町社会教育センターの設置及び管理に関する条例
- ② 豊山町社会教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則
- ③ 豊山町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例
- ④ 豊山町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例施行規則

6 今後のスケジュール

- 令和5年 6月～ 関係団体へ説明
- 9月 条例改正案の議会上程
- 10月～ 町民への周知(広報とよやま、ホームページ、ポスター等)
- 令和6年10月 使用料の見直し適用開始